平成２０年（フ）第１５２０号
北九州市小倉南区貫弥生が丘３丁目６番１号
破産者　宮本　一郎
１　決定年月日　平成21年12月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２０年（フ）第２６４号
北海道夕張郡栗山町中央２丁目37番地
破産者　米田　　亨
１　決定年月日　平成21年12月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２１年（フ）第３５号
北海道釧路市阿寒町阿寒湖温泉４丁目１番30号
破産者　高田　　茂
１　決定年月日　平成21年12月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第８１号
北海道釧路市昭和南５丁目６番16号　メゾンたぴおら201号室
破産者　沢野　寿明
１　決定年月日　平成21年12月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第１９０号
北海道釧路郡釧路町柏東４丁目２番地
破産者　小林　健二
１　決定年月日　平成21年12月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第１９１号
北海道釧路郡釧路町柏東４丁目２番地
破産者　小林　幸子
１　決定年月日　平成21年12月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第９３８号
宮城県宮城郡七ヶ浜町汐見台２丁目４番地の３
破産者　下田　礼子
１　決定年月日　平成21年12月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１１８１号
仙台市太白区日本平27番29号
破産者　横田　広城
１　決定年月日　平成21年12月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１１８５号
宮城県塩竈市新富町３番34号　プロスパーマンションⅠ―402号
破産者　伏見　浩二
１　決定年月日　平成21年12月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２０年（フ）第７４５号
水戸市渋井町536番地の２
破産者　高野　高辰
１　決定年月日　平成21年12月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２０年（フ）第６８７号
埼玉県春日部市大枝410番地　川上荘207号、開始決定時の住所埼玉県春日部市大枝360番地　シティプラザせんげん台壱番館118号
破産者　大槻　晃宣
１　決定年月日　平成21年12月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第４１０号
埼玉県越谷市千間台西３丁目４番地　パークタウン２―103
破産者　小板橋一之
１　決定年月日　平成21年12月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第１７８号
新潟県三島郡出雲崎町大字鳴滝町209番地
破産者　小林　壽夫
１　決定年月日　平成21年12月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２１年（フ）第１１１号
石川県能美市宮竹町カ67番地ＭＴハイツ・101号室、従前の住所石川県白山市福留町700―３　ドルフオキナ206号室
破産者　中村　孝志
１　決定年月日　平成21年12月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所小松支部

平成２１年（フ）第１１８号
石川県加賀市大聖寺三ツ町錦城ヶ丘123番地
破産者　宮下　和明
１　決定年月日　平成21年12月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所小松支部

平成２１年（フ）第１０４号
静岡県磐田市中泉1026番地
破産者　安藤　銀一
１　決定年月日　平成21年12月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第２７４号
滋賀県栗東市北中小路27―５、開始決定時の住所滋賀県栗東市岡191番地５
破産者　奥村商店こと　奥村　捨吉
１　決定年月日　平成21年12月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第９３０号
京都市山科区安朱馬場ノ西町26番地12
破産者　上坂　泰紀
１　決定年月日　平成21年12月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第５２号
広島県三次市十日市西４丁目８番21号
破産者　尾茂彌憲二
１　決定年月日　平成21年12月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所三次支部